

## 冬のルール・マナーについてのお願い

今年は年末から積雪が多く、除雪を行う機会も多くなっています。雪対策を円滑に行うためには、町内会の皆さんが冬のルール・マナーを守ることも大切です。

### ○路上駐車はやめましょう！

「路上駐車」があると、除雪車が通れず除雪作業ができない場合があります。また、除雪作業を行えた場合にも、向かいの家の前に雪が多く寄せられるなど、ご近所の皆さんに迷惑がかかります。



### ○敷地内の雪は道路に出さないようにしましょう！

「道路への雪出し」は通行の妨げや事故の原因となり大変危険です。

※道路への雪出しは『道路交通法 第七十六条』『道路法 第四十三条』で禁止されています。



※なお、町内会では、毎年、市の「パートナーシップ排雪制度」を活用して生活道路の排雪を行っています。

(栄町新栄町内会)